

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年5月20日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

健康福祉部

福祉介護課*1、地域包括ケア推進室*2、保険医療課、こども未来課、健康課、地域医療支援センター（地域医療支援室、訪問看護ステーション、しんしろ助産所）、作手診療所、鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の健康福祉部関係事務

*1：現在の健康福祉部福祉課

*2：現在の健康福祉部福祉課福祉課高齢者支援室

監査結果報告年月日

平成31年 3月14日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年5月15日

講じた措置等の内容

【福祉課、高齢者支援室（旧福祉介護課、旧地域包括ケア推進室）】

《意見1》

広範囲にわたる福祉介護業務の中には、多くの補助金、委託業務に係る支出があるが、条例、要綱、目的、当初計画等に対し、合理的、効果的、効率的な執行がなされているか事業者等との普段からの情報交換、状況把握等を通して確認されたい。

《措置内容》

補助金及び委託業務に係る事務事業の執行にあたっては、特に、事業期間が通年にわたる団体等への補助事業や業務期間が通年にわたる委託業務において、事業開始時及び事業完了時のみならず費用の概算支出時などにおいても当該事業の収支状況に関する書類の提出を求めるほか、事業者等と普段から情報共有を図ることにより事業の進捗状況や収支の状況等を把握し、適切な予算執行に努めます。

《意見2》

地域包括ケア推進室にあっては、県のモデル事業を経て新たな形でスタートした。医療・介護の連携を充実するための体制整備を確立するため、関係機関との調整、必要な人材の確保に引き続き努められたい。

《措置内容》

医療・介護の連携体制確立のため、今後も多職種研修の実施、在宅医療・介護の連

携部会の開催等を通し、関係機関との情報共有また地域課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

【保険医療課】

《意見》

所管する業務を的確、迅速、省力に事務執行できるようするため、業務手順書等を整備し、円滑な業務遂行に努められたい。

《措置内容》

誰もが的確かつ迅速な事務処理が行えるよう、各業務の手順書等を整備します。また、手順書等を再確認することにより業務改善を図り、ミスの未然防止及び業務の効率化に努めます。

【こども未来課】

《指摘事項1》

監査調書として提出のあった「公有財産に関する調書」に不明、空欄のものが散見された。基本財産の調べであり、調書の記載に当たっては指定様式を用いるとともに、記載漏れのないように作成されたい。

《是正措置内容》

公有財産について再確認し、次回より指定様式を用いて報告を行うこととともに、記載漏れのないように努めます。

《指摘事項2》

こども園の保育料、児童クラブ保護者負担金について、一部に未納の状況が見受けられた。未納額が大きくなるよう対処するとともに、過年度分を含め未納の解消に努められたい。

《是正措置内容》

催促を適正に行い、未収金徴収、解消に努めます。また、臨戸徴収回数を増やし、それぞれの家庭の事情を考慮しながらより確実、計画的な未納解消に努めます。

《意見1》

園児の尿検査については、年度初めに在籍の園児（未満児を除く。）を対象に実施しているが、子どもの健康の観点から、年度途中の入園児に対しても実施を検討されたい。

《措置内容》

年度途中の入園児に対しても実施するよう実施方法、内容を検討し、今年度より実施します。

《意見2》

放課後児童クラブの運営については、指導員等に質的レベルの向上が求められることから、指導・研修体制、危機管理体制の一層の充実に努められたい。

《措置内容》

月1回行っている放課後児童クラブ支援員会議にて指導を行っていきます。また、

県主催の研修参加、市で行う研修内容を充実させ、体制強化を図っていきます。

《意見3》

廃園施設及び跡地については、地元意見を尊重の上、引き続き利活用等を検討されたい。

《措置内容》

施設や跡地については、廃止前から地元協議を重ねてきましたが、地元への譲与を希望する意見はありませんでしたので、今後は児童福祉施設以外の用途もしくは売却等を検討していきます。

【健康課】

《指摘事項1》

定期予防接種委託業務については、予防接種を実施した月ごとにまとめ、翌月指定日までに請求することとされているが、複数月分をまとめて請求する事例が見受けられたので改められたい。

《措置内容》

委託業務については、事業開始前の各医療機関等への説明で、請求について定められた方法で行うよう再度周知するとともに、請求を受け取る際においても確認を行うようにします。

《指摘事項2》

がん検診委託業務については、検診時の個人負担金の有無、また、クーポン券の使用により委託金額に差異が生じるが、契約金額にはそれらを加味しない金額を表示していたので、整合性を図られたい。

《措置内容》

契約金額において、整合性が図られるように契約書に委託料の表示を行います。

《指摘事項3》

監査調書として提出のあった「公有財産に関する調書」に不明、空欄のものが見受けられた。基本財産の調べであり、調書の記載に当たっては記載漏れのないように作成されたい。

《措置内容》

「公有財産に関する調書」の不明、空欄については、取得金額を確認し記載漏れのない調書を作成します。

《意見》

各種予防事業に対する利用者数の拡大を図るため、健康増進に向けた広報活動等に工夫をされたい。

《措置内容》

広報活動については、個別通知・ホームページ・広報「ほのか」等を活用していますが、機会があるごとに周知をするように努めるとともに、より関心を持っていただけるよう周知内容の工夫にも努めます。

【地域医療支援センター（地域医療支援室、訪問看護ステーション、しんしろ助産所）】

《意見1》

訪問看護ステーションについては昼夜を問わない業務のため、深夜帯の時間外勤務も発生していた。訪問看護の利用者ニーズは多様化、複雑化していることから、自己研鑽に励まれるとともに、職員の健康管理、交通安全に配慮されたい。

《措置内容》

訪問看護に対する利用者ニーズの多様化、複雑化に対応すべく更なる在宅看護の質の向上を目的とし各種研修、勉強会の参加により自己研鑽に努めます。

準夜帯、深夜帯の時間外勤務が必要となった職員に対しては年休の取得、早退（時間休暇）により十分な休養がとれるよう健康管理に努めます。

交通安全に対しては、毎日の朝会で注意喚起を行い、訪問時間に十分間に合うよう余裕をもって出かけるように努めます。

《意見2》

助産所については対象者も限られることから、認知度を上げられるかが課題と思われる。助産に関する業務のほかに、母子保健に関する各種相談や保健指導を行う施設であることを広報するとともに、利用者の声を届ける等、利用拡大を図るための工夫をされたい。

《措置内容》

地域住民の認知度向上を図るため、昨年8月号より「広報ほのか」に「こんにちはしんしろ助産所です」を連載しており、徐々にではあるが来所される方が増えてきている。今後もポイントを絞り、利用者に分かりやすい広報を心掛け、助産所新聞や母乳通信、ブログや新城市メール配信システムを活用して、情報発信に努めます。

【作手診療所】

《意見》

薬剤の管理について、属人的な管理が一部見受けられたので、担当する誰もが行え、分かるように書式化をされたい。また、定期的に棚卸しを実施するなどミス、無駄のない薬剤管理に努められたい。

《措置内容》

業務が属人的にならないよう業務の手順書等を整備し、業務の標準化を図ります。また、定期的に棚卸しを実施し、ミスの未然防止及び業務の効率化に努めます。